

# 令和8年度乳幼児ケアエキスパート育成事業 業務委託企画提案競技実施要領

## 1 趣 旨

本事業は、各児童相談所管内に乳幼児ケアエキスパートを育成することで、乳幼児の一時保護から次の養子縁組里親等へのスムーズな引き継ぎを支援することを目的とする。また、乳幼児ケアエキスパートが養子縁組里親等に乳幼児の養育に関する指導を行い、引き継いだ後も定期的に養育を支援することで、里親家庭における適切な養育を継続的にサポートし、乳幼児の安全安心を確保しながら、健やかな成長と発達を促進する。

本事業は、乳幼児の里親委託が推進され、より多くの乳幼児が家庭的な環境で育つことができる社会の実現を目指す。

本事業の委託部分については、十分な専門性と高度な企画力、豊富な経験を有した人材の確保を必要とすることから、民間事業者を対象に、企画提案による公募を実施する。

## 2 業務委託の内容に関する事項

### (1) 業務名

令和8年度乳幼児ケアエキスパート育成事業

### (2) 業務内容

別紙「令和8年度乳幼児ケアエキスパート育成事業業務委託仕様書」のとおり。

### (3) 契約期間

契約日から令和9年3月31日まで

### (4) 委託料上限額

5,970千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限額とする。

- ・ 委託経費は業務に係る契約締結上限額であり、一部実績に応じた支払いとなります。この金額の範囲内で見積書が提出された場合に限り、審査会での審査及び契約締結が可能となります。見積額が上限額を超えた場合には審査自体を行いません。
- ・ 企画提案が採用された事業者に対しては、業務内容を調整の上、再度、見積書の提出をお願いする場合があります。

## 3 応募資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てをして

いない者であること。

- (5) 本業務の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年4月1日施行)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 本業務の公告日から落札決定の期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日施行)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

#### 4 企画提案募集から委託候補者決定までのスケジュール(予定を含む)

令和8年3月 6日(金)	企画提案募集ホームページ掲載、質問受付開始
3月10日(火)	質問受付締切
3月12日(木)	質問の回答
3月18日(水)	企画提案書受付締切
3月23日(月)	審査委員への審査資料配布
3月25日(木)	審査(プレゼンテーション)(予定)
3月27日(金)	審査委員会審査結果通知(予定)
4月上旬(金)	契約、運用開始(予定)

#### 5 手続き等に関する事項

##### (1) 質問の受付及び回答

- ア 質問方法 電子メール a3340-06@pref.saitama.lg.jp に送信
- イ メールの件名 「令和8年度乳幼児ケアエキスパート育成事業業務委託  
企画提案競技に関する質問」
- ウ 質問への回答 3月12日(木)中に個別回答  
(全体に係ることは、県ホームページに掲載)

##### (2) 企画提案書の受付

- ア 提出期限 令和8年3月18日(水)午後5時まで
- イ 提出場所 (3)のとおり。
- ウ 提出書類
- ・企画提案書(表紙)
  - ・団体概要調書(様式1)
  - ・業務受託実績調書(様式2)
  - ・事業の実施体制(様式3)
  - ・事業実施の提案(様式4)
  - ・事業実施スケジュール表(様式5)
  - ・予算見積調書(任意様式)

※見積額には消費税及び地方消費税の額を明示すること。

- エ 提出方法 電子メール

※提出後、電話により受信確認を行うこと。

(電話) 048-830-3339

(3) 担当（問い合わせ先・提出場所）

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号  
埼玉県福祉部こども安全課総務・里親推進担当  
（電話）048-830-3339  
（FAX）048-830-4787  
（E-mail）a3340-06@pref.saitama.lg.jp

## 6 業務委託候補者の選定に関する事項

(1) 業務委託候補者の選定

審査委員会は、企画提案書の内容を別添の選考基準により総合的に判断し、最も優れていると認める者を最優秀企画提案事業者として選定します。

ただし、応募者が1者のみの場合は、選考基準に基づき審査を行い、適切に業務を遂行できると判断される場合は候補者として決定します。

(2) 選定結果の通知

選定結果は令和8年3月27日（金）までにメール等で連絡予定です。

## 7 参加資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、業務委託候補者の選定手続への参加資格を失うことがあります。

- (1) 3（応募資格に関する事項）の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 企画提案書の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合しなかったとき。
- (3) 企画提案書の記載が、留意事項（各様式に記載）に適合しなかったとき。
- (4) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (5) 企画提案書に記載すべき事項以外の事項が記載されていたとき。
- (6) 企画提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

## 8 その他

- (1) 本企画提案による公募への参加者を広く募るため、埼玉県ホームページへの掲載等により周知を図ります。
- (2) 提出された企画提案書は返却しません。
- (3) 本企画提案による公募に係る書類の作成及び提出に係る費用並びに審査会への参加費用は全て参加者の負担とします。
- (4) 企画提案書は、本業務の委託候補者の選定以外の目的には使用しません。なお、企画提案書は、埼玉県情報公開条例に基づき公開する場合があります。
- (5) 選定後、本企画提案による公募に参加した事業者を公開する場合があります。  
ただし、提案内容及び審査内容については公開しません。